

五條市保健福祉センター自家用電気工作物保安管理業務委託仕様書

この仕様書は、五條市保健福祉センター（以下「発注者」という。）が設置する電気事業法第38条第3項に規定する自家用電気工作物について、電気事業法第43条、電気事業法施行規則第52条第2項の規定によるその工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務を委託するにあたり、受託者が実施すべき必要事項を定める。

1. 委 託 名

五條市保健福祉センター自家用電気工作物保安管理業務委託

2. 委託場所

五條市野原西6丁目1番18号

3. 委託期間

令和7年10月1日から令和10年9月30日

4. 対象設備

（1）受容設備

- ア．設備容量 650kVA
- イ．受電電圧 6,600V

5. 受託者の資格及び職務誠実義務

受託者は、電気事業法施行規則第52条の2に定める要件に適合すると共に、保安管理業務を誠実に行わなければならない。

6. 保安管理業務内容

自家用電気工作物の保安管理業務の内容は、次の各号に掲げるとおりとし、その結果について、受託者は発注者に書面にて報告するとともに、経済産業省令で定める技術基準に適合しない事項がある場合は、必要な指導又は助言を行う。

- （1）電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査、工事中の点検及び竣工検査を行い、必要な指示又は助言を行うこと。
- （2）工事期間中は、別紙3.（1）イに定める外観点検を行い、自家用電気工作物の施工状況及び技術基準への適合状況の確認を行うこと。
- （3）竣工検査に関して、その工事は工事計画に従って行われたものであること及び経済産業省令で定める技術基準に適合するものであることを確認すること。
- （4）電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう指導、協議又は助言を行うとともに、電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験を行い、経済産業省令で定める技術基準に不適合又は不適合の恐れがあると判断したときは、とるべき措置及びとらなかった場合に生じると考えられる結果について発注者に報告するとともに修理、改造を指示又は助言すること。なお、点検、測定及び試験の基準は別紙による。

- (5) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への届出書及び図面についてその作成及び手続きの助言を行うこと。
- (6) 事故・故障の発生や発生するおそれの連絡を発注者又はその従事者から受けた場合は、受託者が現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行い、電気事故発生の場合は、適切な応急措置を指示するとともに、必要に応じ臨時点検を行い、事故の原因を究明し、再発防止についてとるべき措置を指示又は助言し、電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、受託者が発注者に対し、事故報告するよう指示を行うこと。
- (7) 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査（以下「官庁検査」という。）に立ち会うこと。
- (8) 変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するか年次点検の際に確認を行うこと。
- (9) その他保安規程に定められている事項

7. 事故・災害発生時の体制

受託者は、契約時において、緊急時の連絡系統を明示し、発注者に通知するものとする。

また受託者は、事故・災害発生した場合に、24時間体制で対応し、適切な措置を行う。その場合の緊急出動についての費用は、回数に関係なく一切発生しないものとする。

8. 受電設備保証保険

受託者は、落雷、洪水、河川の氾濫など突発的な電気機器損壊事故に対し、受電設備保証保険制度に受託者の負担において加入するものとする。

9. 損害賠償

受託者は、保安管理業務を履行するにあたり、受託者の故意又は過失により、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する義務を負うものとする。ただし、受託者の責に帰することのできない事由によるときはこの限りでない。

10. 再委託の禁止

受託者は、委託した保安管理業務を他に委託又は請負わせてはならない。

11. その他

この仕様書に定めのない事項に関しては、発注者受託者協議の上、決定する。